

平成二十年一月七日提出
質問第三八〇号

防衛省におけるいじめの実態及びいじめによる自衛隊員の自殺防止に対する防衛省の認識と取り組みに関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

防衛省におけるいじめの実態及びいじめによる自衛隊員の自殺防止に対する防衛省の認識と取り組みに関する質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一六八第三四三号）を踏まえ、以下質問する。

一 自衛隊における上司による部下へのいじめ、または同僚間でのいじめなどいじめの問題について、防衛省は詳細を把握しているかとの問いに対し、「政府答弁書」では、「防衛省においては、例えば、上位の階級等にある者が、部下等に不法又は不当に精神的又は肉体的苦痛を与える行為を行った場合には、事実関係を把握した上で、私的制裁、傷害又は暴行脅迫として懲戒処分を行っているところである。」との答弁がなされているが、自衛隊を含む防衛省においていじめが発覚した場合、その報告を受け付けて対策を講じる、またはいじめが行われていないかどうかの調査を担当する部局はどこか。

二 防衛省における、①上司による部下へのいじめ、②同僚間でのいじめの二点について報告されている事例、そしてそれを受けた懲戒処分は何件行われているか、直近十年につき明らかにされたい。

三 一の部局に報告される以前に、自衛隊を含む防衛省において発生したいじめの事実がもみ消され、一の部局に正確な報告がなされなかったという事例はあるか。

四 「政府答弁書」では、海自横須賀基地所属の一等海士が二〇〇四年十月に自殺したことに對して一等海士の両親が自殺の原因は上官によるいじめにあるとして上官の元二等海曹を提訴した件（以下、「一等海士自殺事件」という。）について防衛省として何ら情報の開示をしておらず、更に国家公務員の中で自衛隊員を含む防衛省職員の自殺件数が飛び抜けて多いことに関し、「一等海士自殺事件」についての情報開示に足りない防衛省の対応を含め、人間関係や業務を進める上でのやり方等防衛省という組織そのものに関する問題があるのではないかと問いに對し、「防衛省においては、行政文書の開示に当たっては、関係法令に基づいて、適切に對処するとともに、自殺防止対策については、中長期的な視点に立って、継続的に実施することが必要であると考えており、前途ある隊員を志半ばで失うことや悲しい思いをされる御家族が生じるといったことをなくすべく、今後も隊員の自殺防止に全力で取り組んでまいりたい。」と、これまでの政府答弁書と同じ答弁が繰り返されているが、そもそも自衛隊員を含む防衛省職員の自殺件数がなぜ国家公務員の中でも飛び抜けて多いのか、自衛隊員を含む防衛省職員の自殺の理由に上司から部下への、または同僚間によるいじめがあるのではないか、人間関係や業務を進める上でのやり方等防衛省という組織そのものに問題があるのではないか等について、防衛省として検討をしたことはないのか。

五 防衛省は四の答弁を繰り返すのではなく、防衛省としていじめ問題等、自らの組織内の問題点を直視し、根本的、抜本的な問題解決を図ることこそが今必要であると考えるが、石破茂防衛大臣の見解如何。右質問する。